

第5回 湯梨浜町農業委員会総会議事録

開催年月日	令和2年8月7日(金)午後3時00分			
開催場所	湯梨浜町役場 第3会議室			
出席委員(12名)	1番 山下 和子 委員	2番 蔵本 孝広 委員	3番 横川 力 委員	4番 山上 真治 委員
	5番 長谷川誠一 委員	6番 谷岡 貞幸 委員	7番 山本美代子 委員	8番 土海 政信 委員
	9番 清水 武敏 委員	10番 尾川 寛信 委員	11番 山田 隆雄 委員	12番 下田 健一 委員
欠席委員(0名)				
推進委員(8名)	13番 徳岡 正裕 推進委員	14番 河井 勝重 推進委員	15番 山下 昇 推進委員	16番 井坂 正昭 推進委員
	17番 山本 正義 推進委員	18番 岡本 章 推進委員	19番 中村 博 推進委員	20番 倉本 哲男 推進委員
欠席推進委員(0名)				
職務のため出席した職員	事務局長 藤井 貞宣 副主幹 谷岡 弘栄			
提案議案	第19号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 第20号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 第21号議案 非農地の現況証明について 第22号議案 農用地利用集積計画の決定について 第23号議案 農用地利用配分計画の策定について			
報告事項	第1号 賃貸借の解約等の通知について			

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
<p>1 開会</p> <p>2 議事録署名委員の指名</p> <p>3 報告事項 第1号 貸借の解約等の通知について</p>	<p>事務局</p> <p>会長 議長</p> <p>(議長)</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>ただ今から、令和2年度第5回農業委員会の定例総会を開催します。</p> <p>本日の出席者報告を致します。農業委員の現員数12人に対して、ただ今の出席委員は、12人です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、出席者が定足数に達しておりますので本総会が成立することを報告します。</p> <p>開催にあたりまして長谷川会長からごあいさつを頂きます。お願い致します。</p> <p>長谷川会長あいさつ(中略)</p> <p>それでは会を進行致します。湯梨浜町農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、会長が議長を務めます。本日の議事の日程は、皆さんのお手元に配布のとおりでございます。</p> <p>次に「議事録署名委員の指名について」を議題と致しますが、お諮りを致します。本案件につきましては、本町農業委員会会議規則第23条第2項の規定によりまして、議長が指名することにご異議はございませんか。</p> <p>(はい。の声。)</p> <p>異議なしと認めます。それでは議事録署名委員には3番横川力委員、そして4番山上真治委員の両名を指名致します。なお会議書記におきましては、藤井事務局長及び谷岡副主幹をお願いを致します。</p> <p>次に会期の決定でございます。お諮りをします。この総会の会期は令和2年8月7日、本日1日限りと致します。これにご異議はございませんか。</p> <p>(はい。の声。)</p> <p>異議なしと認めます。よって、この総会の会期は本日1日限りと致します。</p> <p>次に日程3番、報告事項に入ります。第1号「貸借の解約等の通知」について。それでは事務局、説明してください。</p> <p>報告事項第1号「貸借の解約等の通知について」を説明します。次のとおり、農地法第18条第6項及び同法施行規則第14条の3の規定により貸借の解約等の通知があったので、報告するものです。</p> <p>番号1 権限の種類は農地法。通知者貸借人は、はわい長瀬●●。賃借人は、はわい長瀬●●。土地の表示 はわい長瀬——。地目は田、面積267㎡。同じく、はわい長瀬——。地目は田、</p>

<p>4 議事 議案第 19 号 農地法第 3 条の規定による許</p>	<p>議長 事務局 議長 (議長) 事務局</p>	<p>面積は 1,023 ㎡。合意の成立日は令和 2 年 7 月 21 日。土地の引き渡し日も同日でございます、これは残存小作地の返却であります。</p> <p>番号 2 権限の種類は農地法、通知者賃貸人は、はわい長瀬●●。賃借人は、はわい長瀬●●。土地の表示 はわい長瀬——。地目は田、面積 781 ㎡。合意の成立日は令和 2 年 7 月 21 日。土地の引き渡し日も同日であります。これも番号 1 と同じく残存小作地の返却であります。報告は以上でございます。</p> <p>説明が終わりました。なお報告事項でございますので、皆様にはご承認をして頂く訳でございますが、ご質問、お尋ねがありましたら、どうぞ挙手の上発言をしてください。</p> <p>ちょっとじゃあ。備考欄に書いてある残存小作地と云うところをちょっと、加えて説明して。農地法による貸借と云いますのが、農地法第 3 条による賃貸借あるいは使用貸借権の設定と云う事になるんですけども。残存小作地と云いますのが、ずっと以前から貸し借りの契約をしていて。最初は何時から何時までと云う契約を結んでるんですけども、契約の終了 6 カ月前までにどちらかが、まあ双方が合意して、「じゃあ、返してくださいね。」「返しましょう。」と云う事があって、それで返してもらえば契約は終わりなんですけれども。どちらも何も言わないで、期間が、例えば何月何日までですけども。決めていた日にちが来てしまいましたと、双方が何も言わずに。そうなった場合には自動的に、終了の期限の無い貸し借りの契約に切り替わります。そう云ったものがずっと前から、以前の契約がそのまま残っていると云う事で残存小作地と云う表現をさせて頂いております。</p> <p>これはちょっと、何時が初っ端の契約だったか分かりませんが、貸し借りの契約が存在をしていると云う事で農業委員会の方の農地台帳には記録が残っている。そう云うものでございます。現在でも、そう云った小作地と云うものは何件も、今もあります。そう云ったものであります。</p> <p>はい。皆さんからお尋ねはありますか、その他に。</p> <p>無い様でございますので、それでは以上で報告事項を終わります。</p> <p>次に日程 4 番議事に入ります。議案第 19 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題と致します。説明を求めます。</p> <p>議案第 19 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を説明します。次のとおり、農</p>
--	--	---

<p>可申請について</p>	<p>議長</p>	<p>地法第3条第1項及び同法施行令第1条の規定による許可の申請があったので、これを許可することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>番号1 譲受人は、野方●●、譲渡人は、方地●●。土地の所在 大字方地——。地目は台帳・現況とも田、利用状況田、面積は1,547㎡でございます。権利取得後の経営面積は57アール。ちなみにこれが今月の5条転用案件の申請地と交換をするものでございます。</p> <p>番号2 譲受人は、方地●●、譲渡人は、方地●●。土地の所在 大字方地——。地目は台帳・現況とも田、利用状況田、面積は1,287㎡。同じく大字方地——。地目は台帳・現況とも田、利用状況田、面積は691㎡。権利取得後の経営面積は243アール。番号1と同じく、今月の5条転用案件の申請地と交換を行うものでございます。</p> <p>番号3 譲受人は、藤津●●、譲渡人は、野方●●。土地の所在 大字藤津——。地目は台帳・現況とも畑、利用状況は樹園地と云う事でございます。面積は313㎡。権利取得後の経営面積は179アール。贈与による所有権移転でございます。</p> <p>番号4 譲受人は、久留●●、譲渡人は、はわい長瀬●●。土地の所在 大字久留——。地目は台帳田、現況畑、利用状況畑、面積は92㎡です。権利取得後の経営面積は5アール。農用地区域外の売買による所有権移転でございます。この番号4の案件につきましては、譲受人の居宅に隣接する本案件の農地を譲受人が借りておられます。これまで下限面積要件を満たさないために取得、所有権を移転出来ませんでしたけども、昨年の下限面積の見直しにより所有権を取得することが可能となったことから、この度の申請に至ったものであります。</p> <p>以上、番号1から番号4の申請につきましては、農地法の下限面積を満たすものであり、労働力の状況、通作距離などをみても問題がないことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。</p> <p>なお、番号1と番号2につきましては、5条申請地との交換でありますので、5条転用許可が3条の許可要件となります。従いまして番号1・番号2の申請について許可することと決した場合の許可書の交付につきましては、5条転用許可と同日付けとなりますのでご了解願います。以上であります。</p> <p>はい。以上で説明は終わります。番号1から番号4まで説明をして頂きました。それではこれより質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。</p>
----------------	-----------	--

<p>議案第 20 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について</p>	<p>(議長) 事務局</p>	<p>はい。質疑は無い様でございます。それでは質疑無しと認め、これを持ちまして質疑を終結します。採決を行います。議案第 19 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」に対する可否決定について、原案のとおり可とすることに賛成の委員の方、挙手をお願いします。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員でございます。よって議案第 19 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」につきましては、原案のとおり可決致しました。</p> <p>次に議案第 20 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題と致します。それでは説明を求めます。</p> <p>議案第 20 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を説明します。次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可の申請があったので、これを鳥取県知事に進達することについて、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>(資料は、4-1 頁、資料 1 の 1 頁から 7 頁)</p> <p>番号 1 土地の所在 大字白石—— 外 2 筆となっておりますけども、具体的に言いますと大字白石——と大字白石——、並びに大字白石——の 3 筆でございます。現況地目は 3 筆とも田、転用面積は合計で 2,639 m²。内訳として、大字白石——が 284 m²、大字白石——が 800 m²、大字白石——が 1,555 m²であります。転用計画の用途はその他の業務用地。施設概要は資材置場及び駐車場でございます。建築物の計画はありません。</p> <p>譲受人は、方地●●。譲渡人は、大字白石——と大字白石——が、野方●●。大字白石——が、方地●●でございます。契約内容は、先ほどの議案第 19 号の農地法第 3 条の農地との交換による所有権移転でございます。</p> <p>立地基準の判定に係る農地区分は 第 3 種農地、区分決定根拠は管理設道路沿道の区域であります。許可根拠規定は第 3 種農地につき原則許可。都市計画区分は非線引きの都市計画区域内、公共投資ありでございます。</p> <p>事業内容は、資材置場と従業員用駐車場が 16 区画、来客者駐車場が 6 区画でございます。並びに角フリームのコンクリート水路を 120m 程度整備するものであります。農業振興地域整備計画において農用地除外済み。土地改良区の意見書と隣接耕作者の同意書が添付されております。</p>
--	---------------------	---

頁をめくって頂きまして 4-1 が航空写真による位置図であります。こちらの方にそれぞれの筆の面積を、記載をさせて頂いておりますとおりであります。■■建設会社の道を隔てた東側、上手側の田んぼと云う事になるんですけども、そう云った場所でございます。

それから現地の写真につきましては、別冊資料 1 の 1 頁目です。2 頁目が公図、3 頁目が土地利用計画図でございます。図面の右端に土地造成の標準断面が記載されておりますけれども。申請地に接する道路と同じ高さまで田んぼの面を嵩上げをしまして、道路側に水路を設けて申請地内の雨水を北側の排水路へ排出する計画であります。東側の農地との境界にはコンクリートブロックを 3 段積みになりますし、北側にはコンクリートブロック 1 段を設置。そして道路側には、近所の方からの要望によりガード鋼板と云うもので敷地内の目隠しを計画しています。

頁をめくって頂き 4 頁目が、標準断面の拡大図と南側の町道。白石の方へ抜ける町道なんですけども。そちらの方の拡大図でございます。

まず標準断面ですけれども、図面右側の■■建設会社との間の道路の高さまで嵩上げをして、角フリュームの水路を新設致します。なお、道路と水路の間はコンクリート貼りにします。それから反対側の農地と隣接する側は 700mm のコンクリートブロックを 3 段積んで盛土高は約 150 cm。2%勾配で西側の道路脇に新設する水路へ雨水を排出すると云う様な盛土造成を計画しております。

続いて資料 1 の 5 頁は道路側に設置するガード鋼板の構造図、衝立と云ったものを設置します。それから 6 頁目が資材置場入口のゲートフェンスの参考図面です。そして 7 頁目は農地区分を決定するにあたっての根拠の図面。児童福祉施設がございますし、それから方地集落の入り口には舎人会館と云う公共施設があると云う事と、それから申請地の横の道、■■建設会社との間の道には水道と下水道が入っていると云う事で。それがこう云った状況にあるので第 3 種農地の要件を満たしていると云う事で判断をしております。

番号 1 については、説明は以上です。本冊 4 頁に戻って頂きまして、次に番号 2 を説明します。

(資料は、4-2 頁、資料 1 の 8 頁から 18 頁)

番号 2 土地の所在 大字水下一。現況地目は田、転用面積は 1.776 m²。転用計画の用途は住宅用地。施設概要は建売分譲住宅 7 棟でございます。建築面積は 7 棟合計で 243.46 m²。

譲受人は、倉吉市 株式会社▲▲。譲渡人は、はわい長瀬●●。契約内容は、売買による所有

権移転であります。立地基準の判定に係る農地区分は 第 3 種農地、区分決定根拠は住宅等が連たんする区域内であります。許可根拠規定は第 3 種農地につき原則許可。都市計画区分は非線引きの都市計画区域内、公共投資ありでございます。

事業内容は、建売住宅 7 棟で建築面積が 34.78 m²の建物を 7 棟、駐車場はそれぞれ 2 台ずつ。造成地内道路は幅員 6m で、両端を町道接続するものでございます。L 型擁壁、延長 97.6m を整備致します。農業振興地域整備計画において農用地除外済み。土地改良区の意見書と隣接耕作者の同意書が添付されております。

頁をめくって頂き 4-2 が航空写真による位置図です。現地の写真は別冊資料 1 の 8 頁と 9 頁です。8 頁がだいたい南又は西東から撮っている写真で、9 頁の方は概ね北側から申請地を望んでいる様な写真となります。10 頁目が公図、11 頁目が土地利用計画図です。12 頁目が標準的な建物立面図。13 頁目が造成計画の平面図でございます。

こちらの造成計画の平面図ですけれども、中央の緑色は宅地造成地内道路で、道路の両側水路を含めた道路幅員が 6m となります。その緑色の右上の黄色い部分。これは町道久留前田線へ接続する道路。北側に町道があるんですけども、そちらの方に接続するための道路として黄色い部分が計画されております。

それから宅地造成の図面右側の隣接農地との境界で、既設のコンクリート擁壁が無い部分に L 型擁壁を設置致します。また反対の西側、左側ですが、そちらは申請地に隣接して素掘りの水路、青線があるんですけども。これを角フリュームで、コンクリート製品で整備をし直して、尚且つ水路との境界には L 型擁壁を設置をする計画となっております。また、各宅地の区画面積は図面の方に記載させて頂きました。造成地内の雨水排水については中央の道路両脇にある側溝へ排出し、北側にある水路、青線があるんですけども、北側にある水路へ放流する計画であります。

そして次の頁、14 頁が標準断面図。15 頁目が道路の計画縦断面図で、道路部分を追跡した縦断面図です。16 頁目が上水道と公共下水道の申請地周辺の管路図。申請地の下、青い破線が、この度の事業に伴いまして申請者の方で新設をする上水道の管の埋設予定地と云う事になります。17 頁目は上水道の配管の敷設計画図。18 頁目が公共下水道の配管の敷設計画図です。

以上、番号 1 と番号 2 の申請につきましては、周辺への土砂流出の恐れは無く、日照や通風に与える影響も無いことから、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではありません。

	議長	<p>よって、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えられます。以上であります。</p> <p>はい。説明が終わりましたが、ちょっと説明不足の点を指摘するから。</p> <p>まず最初7頁の申請地の、排水のね、どう云う風な排水。カルバート、ボックスなのか。どう云う風な排水なのかをちょっと。</p> <p>それから11頁の、次の番号2の案件だけど。いわゆる青線と赤線の所の表記が無いものだから、この検討の場でなかなかちょっと。青線と赤線の表記が無いから、どう云う風になっているのかと云う事の説明を。</p>
	事務局 議長	<p>それと、下水道はどう云う風に流れているのか。下水道は、16頁、どう云う風に流れているか。例えばここに、一番切れている所が一番上か。下水道は、どっちに流れる。北に流れるのか。北に流れます。</p> <p>北に流れるんだよね。ここの説明を。一般の人、分からんからね。それで今云う様に、青線はどの様に。青線があると云うのは聞いたけども。</p>
	事務局	<p>まず、すみません4頁を。番号1の方の、白石の方の転用案件の水路の製品のサイズにつきまして。水路の敷設状況については資料1の3頁をご覧くださいでしょうか。資料1の3頁。水色で着色しておりますのが、水路を敷設する計画の場所でございます。それで、矢印に従って、この3頁の図面で行きますと、左側ですね。用地がくの字に曲がっている所。そこに排水路があるんですけども。そちらの方に排出をすると云う計画でございます。</p> <p>それで、コンクリート製品の水路のサイズですけども、4頁の方を見て頂いたらまだ分かり易いんですが、200mmの角フリュームを敷設する予定でございます。200の角フリュームです。</p> <p>道との間が貼りコンと云う事で、コンクリート貼りをすると云う事になりますから。草が生えないようにね。抑えると。道路があつて、ちょっと下がって水路がありますから、その間、コンクリート貼りをすると云う事で。後々のことを考えれば、草刈りとかかかないませんし、コンクリート貼りにしちゃった方が良さだろうと云う事で、そう云う計画になっております。番号1については、そう云う事でご理解を頂ければと思いますけども。</p> <p>次に番号2の方ですけども。青線・赤線の配置なんですけども。10頁の公図、ご覧くださいでしょうか。10頁の公図の申請地の、まず西側、左側になります。小っちゃい字で水と書いて</p>

	<p>議長 事務局 議長 事務局 議長 事務局 議長 山下和子委員</p>	<p>おります。着色はしてないですけども、そこがまず青線になりますよね。</p> <p>そして申請地の北側、水って書いてあるのが、これが可変側溝で、蓋が出来ちゃっている水路なんですけども。改良区の水路がそこにございます。それで、北側の水路に雨水は全部流すと。赤線は未舗装の、車が通れる様な道じゃなくて、人が歩く程度の道なんですけども。申請地の北側に道があってコンクリート製品の水路があると。そう云う具合であります。</p> <p>この水路は枝分かれていますか。</p> <p>はい。基本的には左側から水が来て、右側あるいは上側に水は流れて行くと。</p> <p>道なりに流れて行くか、それとも道なりではなくて。</p> <p>道なりに、左から右に水は流れて行きます。</p> <p>これはまた別の水路か。機能が。</p> <p>そうですね。元々田んぼに入れるための水だったんでしょうけども、今は両側、宅地ばかりですので、単に水が流れているだけの水路なんですけども。</p> <p>もし出来る事であれば薄い青色でもね、ちょっと塗って頂ければね、こう云う風にね。その方が分かり易いと思うから。皆さんに、審議してもらう場において分かり易い資料作りと云うのを心掛けて。</p> <p>はい。それでは説明が終わりました。本案件につきましては現地の確認を行っております。議案第20号についての現地確認の報告をして頂きます。番号1、受付番号65番の案件は、1番山下和子委員に、現地確認の報告をして頂きます。それではお願いします。</p> <p>はい。本日1時半より、長谷川会長、土海職務代理、蔵本委員、徳岡推進委員、私山下、それと事務局2名、合計7名で現地の方を確認して参りました。</p> <p>番号1の大字白石でございますが、現地の状況の方は本冊の4-1をご覧くださいと思います。先方事務局の方も説明があったかと思いますが、場所的には集落よりちょっと離れて■■建設会社があり、宅地等があって、道を境えた右側の方が今回の申請地でございます。</p> <p>この申請地の方は田でございまして。結構広い面積でございまして、2,639㎡と云う様な面積でございました。</p> <p>事業内容につきましては資材置場、それから従業員の駐車場16区画。来客者の駐車場6区画と云う内容になっております。それでですね、先方縷々説明があったかと思いますが、排水の方</p>
--	---	---

	<p>山本正義推進委員 事務局</p> <p>山本正義推進委員 議長</p> <p>山本正義推進委員 議長 事務局</p> <p>議長 事務局</p> <p>議長</p> <p>山本正義推進委員 議長</p> <p>清水委員 議長</p> <p>清水委員</p> <p>事務局 議長 事務局</p>	<p>これは、今の水路は田んぼの水のためのかな。蓋がしてあって、グレーチングがしてあるけども、どう云う水路かな。</p> <p>北側の水路は造成地の部分については完全に排水になっちゃいますね。造成地に来る前の所については、造成地の左上と云いますか、左上に田んぼがあるんですけども。そっちの方に入る水は別で来てると思うので。元々これ、造成する田んぼ、何処から水を取ってたかと云うと、申請地のすぐ左隣の水路の方から水が入って来る様な恰好でしたので。そっちの方を止めちゃえば、田んぼに水は来ませんから。少なくとも墓の方は関係ないと思いますけども。</p> <p>はい。</p> <p>良いですか。</p> <p>はい。</p> <p>土地改良区の意見書も取ってありますし。それに町道と青線が。これを一緒にするんだな。そうです。</p> <p>蓋を掛けて。それが土地改良区の用水としての機能は果たしているんだな。</p> <p>ここから先はもう、田んぼが無いですね。舟川に水が落ちちゃえば、そこから用水になるでしょうけども。舟川に落ちるまではもう用は無い。</p> <p>はい。山本推進委員のご指摘は、その周りの改良区施設の方に影響がありはしないかと云う質問だな。こう云った風な回答でございます。</p> <p>はい。</p> <p>その他に。</p> <p>はい。</p> <p>はい、どうぞ。清水委員どうぞ。</p> <p>番号2の方ですけど。ちょっと良く分からないので、聞きたいんですけど。資料1の9頁のね、床板の掛かっている水路と申請地との間の土地って云うのは、町道になる訳ですか。</p> <p>お答えをさせていただきます。</p> <p>はい。説明してください。</p> <p>8頁の左上の写真ですよ。コンクリートの水路が、これが先ほどから申しております改良区の水路なんですけども。申請地との間が、そこがいわゆる赤線と云う事になりまして。赤線。国</p>
--	---	---

	<p>清水委員 事務局</p> <p>清水委員 議長</p> <p>清水委員 議長 土海職務代理 議長 土海職務代理</p> <p>事務局 議長 事務局</p>	<p>の土地の道。管理上は、改良区が管理しておられるのか、それとも建設水道課の方の管理となるのか。そこは、把握はしてないですけども。そこがいわゆる赤線と云う事になります。</p> <p>それですね。9頁の4枚写真が付いてる、左の下の所、通行止めになっていますよね。その所に道路を繋いで、造成団地からその道路に繋がる様な感じになるんですか。</p> <p>はい。9頁の左下の、車止めがしてある所が、これが町道久留前田線。町道久留前田線と云うのが、行き止まりの車止めがしてある道になります。だから、9頁下側の写真で行きますと、大きな建物の所から町道として造成地内道路が伸びて来て、この車止めの所まで抜ける道になると。ですので、町道から町道に通じ抜けが出来る道にする。そう云う事によって町道認定してもらえるんですよ、そうなる。ですから、そうしたら整備後でも周りの人が管理と云うのではなしに、町としてある程度面倒を見てもらえる道路に格上げになりますので。その方が有利だと云う事で、そう云う計画になっております。</p> <p>はい。分かりました。</p> <p>今、清水委員のご質問の中でね、8頁の左上の部分の、水田と蓋掛けがしてある水路との間は、これはどうですかと云うご質問の中で、これは赤線だと云う説明がありましたね。赤線と云うものは国の、まあ国交省の取り扱いの内なんだけども。それを町道に編入できると云う説明であるとか云う風な事で、ご理解頂けるかな。</p> <p>分かりました。良く分かりました。</p> <p>はい。その他にございますか。</p> <p>ちょっと良いですか。</p> <p>はいどうぞ。土海職務代理どうぞ。</p> <p>今の13頁の、その道路の関係ですけども。町道久留前田線から住宅の方に来ている、その黄色い所ですね。その中に水路がありますね。これはどう云う形になるのかな。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>はい。そうしたら、もう一度説明を。</p> <p>13頁の図面。黄色くしてあるんですけども。水路の振りもね、実は黄色い線で描いてあって。今ある水路の振りよりも、もうちょっと右下の方に若干ずれて、ずれる様な格好で線が入っているんですよ。若干ね、水路二つ分くらいかな。要はね、道路の中央に水路が通る様な、そう云う</p>
--	--	---

<p>議案第 21 号 非農地の現況証明について</p>	<p>議長 事務局 議長 土海職務代理 議長 (議長) 事務局</p>	<p>計画で位置を変更する様になっております。途中振りを変えて、やっぱりでも、そうは言っても繋ぐ所は同じ所に繋がらないといけませんので、するんですけども。道路の端っこを走るのではなくて、出来るだけ道路中央に水路が来る様な格好で振りを変えております。見難いんですけどもね。</p> <p>では、この青線も利用してと云う事になって。これを含めての意味合いでとれば良いんだな。これは町道として公認されますと云う。</p> <p>赤線の方はそれで。それを含んで町道の路線を作ると云う事で協議をして、協議が整っていると云う事になりますね。</p> <p>まあ、ある程度この、交通安全上の幅員と云うのは必要だしな。と云う事で、土海職務代理、良いですか。</p> <p>はい。</p> <p>はい。その他質疑はありますか。1 番の方も、良いですか。それでは質疑が無い様でございますので、以上を持ちまして質疑を終結し、それでは採決を行います。議案第 20 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」に対する意見決定について、原案のとおり認めることに賛成の委員の片の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>はい。全員でございます。よって議案第 20 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」については、原案のとおり決定を致します。</p> <p>次に、議案第 21 号「非農地の現況証明について」を議題と致します。それでは説明してください。</p> <p>議案第 21 号「非農地の現況証明について」を説明します。次のとおり、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地以外のものである証明願の提出があったので、同法の適用を受けない土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>(資料は 5-1 頁、資料 1 の 19 頁)</p> <p>番号 1 申請人は、はわい長瀬●●。土地の所在 大字上橋津——。地目は台帳田、現況宅地、面積は 625 m²。こちら、附記ですけども、申請者の父が昭和 63 年頃まで耕作していましたが、河川工事。これは橋津川の改修工事でございますが。この工事を機に耕作を止め現在に至るもの</p>
----------------------------------	--	--

	<p>議長</p> <p>徳岡推進委員</p>	<p>であります。</p> <p>本冊、頁をめくって頂き、5-1 が航空写真による位置図であります。橋津川に架かる橋の東側のたもとでございます。そして現地の写真につきましては、別冊の資料 1 の 19 頁、後ろから 2 頁目ですけれども、こちらをご覧をお願い致します。ちょっと判り辛いんですけども、枠で囲えないもので。申請地内の東端に二階建ての建物がございまして、敷地全体としては鬱蒼とした原野状態であります。なお、こちらの申請地は公共投資ありなんですけども、羽合土地改良区との協議が整った上で非農地証明願いの申請がされています。</p> <p>番号 1 につきましては、以上でございます。続いて、本冊 5 頁に戻って頂きまして、番号 2 の説明をさせていただきますけれども。</p> <p>(資料は 5-2 と資料 1 の 20 頁)</p> <p>番号 2 申請人は 宇谷●●。土地の所在 大字宇谷——。地目は台帳畑、現況雑種地、面積は 221 m²。平成 2 年頃に車庫を設置し、駐車スペース等として利用しているものでございます。</p> <p>頁をめくって頂き、5-2 が航空写真による位置図です。そして現地の写真ですけれども、別冊の資料 1 の最終 20 頁目です。上の写真の、駐車場になっている様な、軽自動車が止まっていますけれども。そこと、それから、これは消毒タンクですね。タンクが置いてある所に車庫がございまして。その車庫の所までの敷地が、この度の申請地であります。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>はい。説明が終わりました。それでは引き続き、現地確認委員による報告をして頂きます。番号 1 の案件を 13 番徳岡推進委員、お願い致します。</p> <p>はい。そうしましたら、非農地の現況証明と云う事で、ですね。5 頁の土地の所在は大字上橋津地内でございます。現地の写真はですね、頁をめくって頂きまして 5-1 の所でございます。これは、左側にある大きな川は橋津川です。この橋津川の改修工事ですね、以前は田んぼを作っておられたらしいですが、改修工事で地上げをして田んぼを止められていると云う事です。それで現地の写真はですね、19 頁の右側の上下を見てもらうと良く分かりますが、写真を背にしてですね、後は橋津川になります。それで前が現地の場所になって。この写真を見てもらえまして良く分かります様に、木が生繁っておりましてジャングル状態になっております。</p> <p>容易には農地に復元すると云う事はですね、困難な状況でありまして。非農地として認めるこ</p>
--	-------------------------	--

	<p>議長 山下和子委員</p> <p>議長 山下昇推進委員 議長 山下昇推進委員</p> <p>議長 事務局</p> <p>山下昇推進委員 議長 山下昇推進委員 議長 清水委員</p> <p>議長 事務局</p>	<p>とに問題は無いと考えております。以上です。</p> <p>はい。ご苦労様です。次に番号 2 番の案件を、1 番の山下和子委員、お願い致します。</p> <p>はい。番号 2 でございます。大字宇谷でございますが、5-2 でございますが、赤色で囲ってある所で、宇谷の集落の中の、ホントに海がそこに見えている様な所でございます。</p> <p>それから申請地の方は、資料の最後の頁でございます。平成 2 年から車庫を設置したり、それから駐車場等で利用しておられる様になっております。これはですね、農地の方に復元するって云う事は困難ではないかと云う事で、非農地として認めることに問題は無いと考えています。以上です。</p> <p>以上で議案第 21 号について、現地確認の報告を終わります。それではこれより質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。</p> <p>はい。</p> <p>はい。山下昇推進委員、どうぞ。</p> <p>この 1 番の件ですけれども。私の地元でして、非常に、まあ書いてあるとおりでして。耕作が放棄されている土地で、何かと問題の土地だった訳でしてね。それで、この、非農地証明の後ほどの様に活用するかと云う様なところは聞いておられますか。</p> <p>はい。説明できますか。</p> <p>申請者は処分を考えていらっしゃる様でしてね。けども、農地のままじゃ処分できませんので。実態が実態ですから、非農地として処理するのが順当ではないかと云うことで。相談がありましたので、そう云う事でアドバイスさせて頂いたところであります。</p> <p>はい。分かりました。</p> <p>山下昇推進委員、良いですか。</p> <p>はい。</p> <p>その他質疑ございますか。清水委員どうぞ。</p> <p>1 番の方ですけれども。非農地にするのは問題無いと思うんですけども。周りの土地って云うのは、現在どう云う。農地になっているんですか。</p> <p>はい。それでは説明してください。</p> <p>まずですね、19 頁の写真、右側をちょっとご覧頂きますと、草が刈ってありますよね。この</p>
--	---	--

<p>議案第 22 号 農用地利用集積計画の決定に</p>	<p>清水委員 事務局</p> <p>清水委員 山下昇推進委員</p> <p>議長</p> <p>(議長)</p>	<p>度の申請地の部分に食い込んで草が刈ってあるんですけども。いわゆる申請地の左側、図面で行くと北側の土地になりますけど。こちらの方は保全管理状態ですね。保全管理。作ってあると云うよりは、取り敢えず草刈りをして、荒れない様に管理をしていると云う事。それから左下の写真が申請地の右側、南側になるんですけども。こちらは雑事畑として耕作をしていらっしゃる様です。たまたま写真がちょっと見辛いので分かり難いんですけども。雑草がちょっと増えている様にも見えるんですけども。今日行ってみましたら、ちゃんと草も刈って管理してありましたので。雑事畑なものですから、そんなにそこまで綺麗と云う訳ではないですが、耕作はしていらっしゃいました。そう云う状況です。</p> <p>隣の同意とか、そう云うのは特にいない訳ですね。</p> <p>はい。転用の場合はやっぱり、隣接耕作者の同意は取って頂きたいんですけども。この度は、以前から荒れちゃっている所を非農地として認める関係で、同意までは必要ないです。</p> <p>分かりました。</p> <p>ここはね、良く知ってますけども私は。5-1 の図面を見てもらったら良いと思いますが。今回は大字上橋津——が、この問題の土地ですので。南隣に上橋津——。ここは非常に真面目な方で、野菜を沢山作っておられますし、その北側の上橋津——。これも、若い人ですけども野菜を作ったり、色々とおられますのでね。大丈夫です。その上橋津——、この辺りはちょっと手が付けてない、長年放置している。上橋津——、上橋津——。こんな所はちょっとね。ここもまあ、早いこと綺麗にした方が良いと思います。以上です。</p> <p>はい。ご苦労様でした。その他に質疑はございますか。無い様でございます。ございませんか、良いですか。それでは無い様でございますので、質疑は終結し採決を行います。議案第 21 号「非農地の現況証明」に対する可否決定について、原案のとおり可とすることに賛成の委員の方、挙手をお願い致します。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>はい。全員でございます。従いまして、議案第 21 号「非農地の現況証明」については、原案のとおり可決を致しました。</p> <p>続きまして、議案第 22 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。それでは説明してください。</p>
-----------------------------------	---	---

<p>ついて</p>	<p>事務局</p>	<p>議案第 22 号「農用地利用集積計画の決定について」を説明します。次のとおり、農用地利用集積計画が作成されたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。公告予定日は令和 2 年 8 月 17 日でございます。</p> <p>(資料は、6-1 頁と 6-2 頁)</p> <p>頁をめくって頂き、利用集積計画総括表をご覧ください。関係戸数は借り人 1、貸し人 5 であります。利用権の設定期間は田畑の合計で、3 年以上 6 年未満が 5 件で 7,120 m²です。設定作物等面積は、水田として利用が 7,120 m²。利用権設定面積率は 0.056%です。</p> <p>詳細については次の頁 6-2 の各筆明細一覧をご覧ください。因みに整理番号 2 から 5 につきましては、今日の報告事項でございました合意解約した所を、要は小作を受けておられた方が、もう農地を守れなくなったと云う事で、誰かに引き継いでほしいと云う事から話がまとまって、利用権設定の方が出て参ったと云うものでございます。</p> <p>以上、「農用地利用集積計画」については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。以上であります。</p>
	<p>議長</p>	<p>はい。説明が終わりました。それでは各筆明細をご覧くださいながら、皆さんの方から質疑を受けたいと思います。質疑がございましたら、どうぞ、挙手の上発言してください。</p>
	<p>河井推進委員</p>	<p>河井推進委員、どうぞ発言してください。</p>
	<p>議長</p>	<p>これね、内容は皆良いと思うんだけども。多分耕作してあると思うんだけどな。この時点でもう、この人になる訳か。</p>
	<p>事務局</p>	<p>はい。説明してください。</p>
	<p>河井推進委員</p>	<p>まず各筆明細、番号 1 の方は、実質今年の作はやっておられて、処理が遅れて。要は利用権設定を受ける方が作っておられる。ただ、手続きだけが遅れたと云うのが番号 1 です。番号 2 からですよね問題は、どっちかと云うと。こちらの方は、実は保全管理だそうでした。実態が。</p>
	<p>事務局</p>	<p>現在は植えていないと。</p>
	<p>河井推進委員</p>	<p>そうです。具体名を出しますと●●さんが体力的な限界だと云うことで、もう耕作出来なくなってしまって。利用権設定を受ける方が近くを作っておられたものですから。</p>
	<p>事務局</p>	<p>今の所は保全管理と云う様な形で置いてあるのを、来年度から作ると。</p> <p>そう云う事ですね。</p>

<p>議案第 23 号 農業地利用配分計画の策定について</p>	<p>河井推進委員 事務局 議長</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p> <p>議長 河井推進委員 事務局 尾川委員</p>	<p>それなら分かるけどね、水稻が生えているのにどうやって契約したかなと思って。 見て回った時に生えてる様に見えましたからね。 その他ご質問ありますか。それではその他無い様でございますので、採決を行います。議案第 22 号「農用地利用集積計画の決定」について、原案のとおり認めることに賛成の方は挙手をお願い致します。 《全員挙手》 はい。全員でございます。それでは、議案第 22 号「農用地利用集積計画の決定」については、原案のとおり決定を致しました。 続きまして、議案第 23 号「農業地利用配分計画の策定について」を議題と致します。説明をしてください。 議案第 23 号「農用地利用配分計画の策定について」を説明します。次のとおり、農地利用配分計画が策定されたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。 (資料は、資料 2) 資料 2、農用地利用配分計画案をお願いします。頁をめくって頂きまして、利用配分計画各筆明細でございます。 整理番号 1 権利の設定を受けるもの、鳥取市 株式会社●●。土地の所在は記載の 13 筆であります。面積合計が 10,431.32 m²。権利の種類と契約期間は、賃貸借で、現在の中間管理事業の貸出、期間の残り 1 年 5 カ月でございます。賃借料は 10 アール当たり年額 2 千円。 今回の件につきましては、以前中間管理の配分を受けていたんですけども、水が不足して作柄が芳しくなかったと云う事から、一度手を引いておられましたけれども、改めて作付けをしたいと云う申し出がございまして、この度改めて配分と云う運びとなったものでございます。 以上であります。 はい。それでは皆さん、質問はありますか。 これは何、品物は。 枝豆です。 ここは、畑灌施設は無い。</p>
--------------------------------------	---	---

	<p>事務局 議長 事務局</p> <p>河井推進委員 議長 河井推進委員</p> <p>事務局 議長 事務局 河井推進委員 事務局 河井推進委員 事務局</p>	<p>よろしいですか。</p> <p>はい。</p> <p>この業者のやっている所は、畑灌施設の無い所を求めています。と云いますのが、本来でしたら田んぼで、転作田として利用して、作付けをして。連作が出来る様に弾丸暗渠をやって、連作をすると云う事です。弾丸暗渠が出来る状態と云う事はスプリンクラーの配管があると打てませんから。無い所。</p> <p>そう云う事で、スプリンクラー施設の無い所を探してやっておられたんですけども。たまたま何年か前は乾きすぎちゃって、焼けちゃって何も出来なかったと云う事があって、一回引いてたんですけども。やっぱりやりたいと云う事で、出て来たと云うものであります。</p> <p>ちょっとじゃあ、話を。</p> <p>はい、どうぞ。</p> <p>話を繰り返すけどね、契約は一応1年5カ月だし。これ、何年かしていた訳だな。それで、水が無かったから返すと。だけどまた考えてみようかと。これは畑だよな。枝豆、さっき局長が言った様に田んぼでも出来るのか。水田でも出来るってか。枝豆は。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>はい、どうぞ。説明してください。</p> <p>はい。枝豆って大豆ですから。</p> <p>だな。</p> <p>植えておられるでしょ。</p> <p>今ね、弾丸暗渠して、とか言われたから。</p> <p>ここの業者が、そもそも内に入ってくる前に北栄町の六尾と云う所。鳥取中央育英の山側の方の集落の所で、集落の田んぼを全部借りて枝豆栽培をやっておられると云う事がありまして。道すがら近い所がないだろうかと云う事で、湯梨浜町内に無いかと云う話がありました。それで、大豆ですからね。ホントだったら、連作障害があるので場所をずっと変わらないといけないじゃないかと云う話になってから、実は弾丸暗渠を打って、弾丸暗渠による殺菌をすることによって連作が出来るようにしてます。と云うお話だったんですよ。</p> <p>基本的には、羽合の田んぼみたいな所じゃなく、緩やかな、言ってみれば緩傾斜の水田ですか</p>
--	---	--

	<p>河井推進委員</p> <p>議長 河井推進委員 議長 事務局</p>	<p>ら、水はけは良いんですね。基本的にはね。</p> <p>話は長くなるけどね、今年、去年、ずっと大豆が悪いものだから。特に今年なんか悪いけど。弾丸暗渠をしてと、水田みたいなことを言ったから、ちょっとおかしいなと思って質問したんだけど。それで今困ってるんですよ、うちも。大豆が生えてないんで。それで、こう云う田んぼでいけるなら何とかならんかなと思ってね。はい。分かりました。</p> <p>弾丸暗渠と云うのは、打てない、高低差が無いと。</p> <p>それでまあ、本題に入るけど。これ、たった1年5カ月で様子を見てまた止めるってか。その辺りを、もうちょっと分かり易く説明を。</p> <p>当初は、まず地主さんに中間管理事業として5カ年貸付をして頂いておりました。中間管理事業に5年預けてもらって。預けたやつを配分と云う事で耕作者に貸し付ける、配分をすると。それでやってたところ、途中で作が悪くて「お返しします。」と云う事で中間管理機構に一回戻ってたんですよ。地主さんじゃなくて。</p> <p>中間管理機構は契約期間はずっと、取り敢えずは預かる義務があるので預かっておりました。そこで「もう一度作らせて。」と云う事で申し出がありましたので、残りの期間について改めて配分をすると云う事です。</p> <p>例えばそれが10年中間管理事業に預けたものだったら、残り期間はもっと長くなるんでしょうけども。5年の貸付だったものですから、残りがたまたま1年5カ月と云う話になってると云う事であります。ですので、また引き続き作りたいと云う事になれば、そもそもの中間管理事業。地主さんから中間管理機構に貸し出しを、また。何年になるか、5年になるのか10年になるのか分かりませんが、また改めて貸し付けを中間管理機構にしてもらって、そこからまた配分をしてもらおうと。そう云う流れになっています。</p> <p>河井推進委員、良いですか。</p> <p>今ので分かりました。ただ、5年間の期間、だから5年間でくくられると云う事だな。新たにではなしに5年間の内で。分かりました。</p> <p>補足をさせていただきます。中間管理機構が一旦預かったものについては「誰か作り手が無いですか。」と云う事で募集を掛けて、それが3年誰も無いと云う事になったら、「貸してほしい人がありませんでした。」と云う事で地主さんにお返しをするんですけども。最低限耕作者が無くなっ</p>
	<p>議長 河井推進委員 事務局</p>	

	<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>徳岡推進委員</p> <p>議長</p> <p>徳岡推進委員</p> <p>事務局</p> <p>徳岡推進委員</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>徳岡推進委員</p>	<p>て3年間は面倒を見なくてはいけないことになってるんですよ、中間管理機構が。その期間内でまた「作りたいんだけど。」と云う事で手を上げてくださったと云う事で、次に繋がったんですけども。</p> <p>これ、3年経っちゃってたら、中間管理機構から地主さんに戻しちゃってることになります。</p> <p>これは、今、河井推進委員が聞きたいのは、改めて契約するときは5年契約しないとイケないんじゃないですかと云う質問だよね。その事の質問。それでこれは途中で良いのかと云う事。まあこれは中間管理機構の、もちろん考え方にもよるだろうけど。そこはそれで良いものか。</p> <p>普通の利用権設定ではなくて中間管理事業ですから、中間管理機構が預かってる期間だけしか貸付できませんよね。預かってる期間を超えて貸付すると云うのは、それはインチキな契約じゃないですか。違法ですよ、それこそ。ですので預かってる期間だけしか配分できませんので、それが1年5カ月。</p> <p>改めて、中間管理事業については研修をさせて頂きたいと思いますので。また、一緒に勉強しましょう。</p> <p>この件は、後日また、研修と云う事で。</p> <p>関連してですね。</p> <p>どうぞ。</p> <p>この土地の所在地のね、はわい長瀬字■■と云うのは、スプリンクラーが付いて無い辺りですか。</p> <p>付いて無いですね。</p> <p>そんな畑があるの。ちょっと何処だか良く分からない。同じ所みたいだけどみんな。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>どうぞ。</p> <p>羽合バイパスの向こう側で、ハウス団地になっている所。あそこの部分と云うのはスプリンクラーが入ってないんですよ。昔の川が、斜めに入ってる。浜集落に掛けて、斜めに川道がありますよね。そこを境として北側にはスプリンクラーが入っているけれども、南側、こっち側にはスプリンクラーが無いんです。</p> <p>田んぼだった所。</p>
--	---	--

<p>5 その他</p>	<p>事務局 議長</p> <p>(議長) 事務局</p>	<p>「浜田んぼ」と言われていたらしいですけども。そこにはスプリンクラーは入っていない。はい。まあ、株式会社●●が参入する所については、スプリンクラーがあってはまた困るんだと云う風な事情もある様ですので。無いんだと云う事でご理解頂きたいと思います。</p> <p>その他ありますか。無い様でしたら採決を行います。議案第 23 号「農用地利用配分計画の策定」について、原案のとおり意見決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>はい。全員でございます。従いまして議案第 23 号「農用地利用配分計画の策定」につきましては、原案のとおり決定を致します。</p> <p>それでは、以上で議事を終結致します。</p> <p>その他に入ります。カッコ 1 番、9 月定例総会の日程について。それでは説明してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 9 月定例総会の予定について <ul style="list-style-type: none"> 9 月 11 日 (金) 午後 3 時 から ○ 8 月農家相談会の実施について <ul style="list-style-type: none"> 8 月 20 日 (木) 午前 9 時 から 正午 まで 担当： 山下和子 委員、蔵本孝広 委員、徳岡正裕 推進委員 ○ 新型コロナウイルス対策について <ul style="list-style-type: none"> 鳥取県の警報発表に伴うウィルス対策について マスクの着用方法、接触確認アプリの紹介と使用の依頼 ○ 「農地・農業の法律相談ハンドブック」について <ul style="list-style-type: none"> 互助会費用で一括購入することに決定 ○ 全国農業新聞 紙面徹底解説パンフレット について ○ 病害虫発生予察注意報等の情報提供 <ul style="list-style-type: none"> 病害虫発生予察注意報第 2 号、病害虫発生予報第 6 号 ○ ジャンボタニシによる水稻食害について <ul style="list-style-type: none"> 岡本推進委員から問題提起 徳岡推進委員から、湯梨浜町再生協議会水田対策部会の取り組み状況について説明
--------------	---------------------------------------	--

6 閉会	議長	<p>以上を持ちまして、令和 2 年度第 5 回湯梨浜町農業委員会定例総会を閉会と致します。皆様ご苦勞様でした。</p> <p>(閉会 午後 5 時 0 5 分)</p>
------	----	---